

高崎市地域公共交通バリア解消促進事業補助金交付要領

第1 高崎市地域公共交通バリア解消促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条第5項に規定する車両は、当該年度の国庫補助事業に係る補助金の交付申請書が提出され、かつ、国庫補助の交付決定がなされなかった車両とする。

第2 交付要綱第9条第6号に規定するその他申請に必要な書類は、次の各号のとおり。

- (1) 国庫補助事業の事前要望調査に関する書類（写し）
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書（写し）
- (3) 申請者が法人の場合は、申請者及び使用者の商業・法人登記簿謄本（写しでも可）
- (4) 申請者が個人事業主の場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）及び前年度の確定申告書（写し）
- (5) 市税に滞納がないことを証する書類
- (6) 暴力団排除に関する誓約書

第3 交付要綱第10条第2項第4号に規定するユニバーサルドライバー研修実績報告書に添付する書類は、次の各号のとおり。

- (1) 受講者名簿
- (2) 受講者に交付された研修修了証の写し
- (3) 研修内容がわかる資料